賃貸借契約書(案)

群馬県公立大学法人 理事長 髙田邦昭(以下「甲」という。)と●●●●●●●●(以下「乙」という。)とは、群馬県立県民健康科学大学におけるインターネットサーバ及びウイルス対策管理サーバシステムの構築に必要な機器一式(以下「機器等」という。)の賃貸借(以下「本件業務」という。)に関し、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借の内容)

第1条 賃貸借する機器等の名称及び数量その他本件業務の内容は、別紙「群馬県立県民健 康科学大学 インターネットサーバ及びウイルス対策管理サーバシステム賃貸借仕様書 (以下「仕様書」という。)」のとおりとする。

(契約期間等)

- 第2条 契約期間は、契約締結日から令和12年2月28日までとする。
- 2 機器等の賃貸借期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。
- 3 契約期間中における各年度の3月31日までに甲又は乙から契約を解除する等の通告が ないときは、同一の条件のもと各年度における予算の範囲内で契約を継続することがで きる。

(賃貸借料)

- 第3条 賃貸借料は、金●●●円とする。
 - (うち消費税及び地方消費税の額は、金●●●円)
- 2 賃貸借料月額は、金●●●円(うち消費税及び地方消費税の額は、金●●●円)とする。 (当該月額を第2条第2項に定める賃貸借期間の月数に乗じて得た金額と前項の賃貸借料の金額に差額がある場合、当該差額は令和6年度の初回支払分に合算するものとする。) ※()部分は賃貸借料を賃貸借料月額に分割した場合に1円未満の端数を生じるときのみ記載
- 3 年度別支払額は次のとおりとする。

令和 12 年度

令和6年度 金●●円 (うち消費税及び地方消費税の額は、金●●円) 令和7年度 金●●円 (うち消費税及び地方消費税の額は、金●●円) 令和8年度 金●●円 (うち消費税及び地方消費税の額は、金●●円) 金●●円 (うち消費税及び地方消費税の額は、金●●円) 令和10年度 金●●円 (うち消費税及び地方消費税の額は、金●●円) 令和11年度 金●●円 (うち消費税及び地方消費税の額は、金●●円)

金●●●円(うち消費税及び地方消費税の額は、金●●●円)

(設置等)

第4条 乙は、令和7年2月28日までに、群馬県立県民健康科学大学内の甲が指定する場所へ機器等を設置し、学内情報ネットワークに接続し、ウイルス対策管理等仕様書で定める用途、目的に供すことのできる状態にしなければならない。

(検査)

- 第5条 乙は、機器等を設置しようとするときは、その旨を甲に通知し、甲の指定する検査 員の検査を受けなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、以下の月の末日に業務完了の報告を行う。

令和6年度については、令和7年3月(1月分)。

- 令和7年度から令和11年度については、各年の9月(6月分)と翌年3月(6月分)。 令和12年度については、令和12年2月(5月分)。
- 3 甲は、前項の報告を受けたときは速やかに機器等の賃貸借に係る乙の業務の実績について検査を行うものとする。

(賃貸借料の支払)

- 第6条 乙は、前条第3項の検査に合格したときは、当該検査合格した月数に第3条第2項に定める月額料金を乗じた金額の請求書を甲に提出するものとする。(ただし、令和7年3月の検査合格分については、第3条第3項に定める年度別支払額の令和6年度の金額を請求書の金額とする。)
 - ※()部分は賃貸借料を賃貸借料月額に分割した場合に1円未満の端数を生じるときのみ記載
- 2 甲は、前項による請求書が正当であると認めたときは、当該検査合格した期間の最終月 の翌月末日までに乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(調査等)

- 第8条 甲は、本件業務の実施状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件 業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。
- 2 甲は、乙の実施する本件業務が仕様書に適合しないと認められるときは、業務の改善、 若しくは停止、その他措置を求めることができる。

(保守業務報告書の提出)

第9条 乙は、保守業務を実施したときは、作業終了後速やかに保守業務報告書を甲へ提出 し、甲の確認を受けるものとする。

(再委託の禁止)

- 第10条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部又は一部を再委託 することができない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項に規定にかかわらず、乙は、本件業務のうち、ソフトウェア及びハードウェアの保 守等に関する業務をその開発元又は製造元に再委託することができる。
- 3 乙は、第1項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び 再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
- 4 乙は、第1項ただし書き及び第2項に基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本 契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反 したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負う ものとする。

(立入権及び秘密保持義務)

- 第11条 乙は、機器等の設置、調整、保守業務及び取引等のため、機器等の設置場所に立ち入ることができる。この場合、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。
- 2 乙は、本件業務で取り扱う個人情報に関する事項については、別記「個人データの取扱いに関する業務委託契約基準」を遵守し、本契約に基づき知り得た甲の業務上の秘密及び個人情報等を第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間終了後、または解約後においても同様とする。

(延期の特約)

第12条 乙は、天災その他、その責に帰することができない理由により、第4条に定める 期限までに機器等の設置等をすることができない場合には、甲に対して遅延無くその理 由を付して、設置等の期限の延期を求めることができる。

(契約変更)

第 13 条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止し、 又はこれを打ち切ることができる。

(遅延利息)

- 第14条 乙の責めに帰する理由により、第4条に定める期限までに機器等の設置等が完了 しない場合、乙は、甲に対し遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の遅延利息の額は、当該期限の到来の日の翌日から設置等が完了するまでの日数 に応じ、第3条第1項に定める賃貸借料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した 額とする。

3 機器等の設置等の一部が完了していない場合であっても、第2条第2項に定める賃貸借期間の始期から、本件業務の機器等により、群馬県立県民健康科学大学の学内情報ネットワークとの接続やウイルス対策管理等仕様書で定める用途、目的の運用が開始できているときは、前項中の「第3条第1項に定める賃貸借料」を、「設置等が完了していない機器等の賃貸借料に相当する額」に読み替え、その額は甲と乙とが協議して定めるものとする。

(解除等)

- 第15条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙の本件業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。
 - (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。) の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号に該当する場合は、 乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として第3条第1項に 定める賃貸借料の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会(以下「苦情検討委員会」という。)から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することが できる。
- 6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することが

できる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことに より、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基 づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1 項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴 訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項 第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、 甲の請求に基づき第3条第1項に定める賃貸借料の10分の2に相当する額を違約金とし て甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定 する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することが できるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第 17 条 乙が、第 15 条第 2 項並びに前条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 %の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第18条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団 又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報 告及び警察への届出を行わなければならない。

(危険負担)

第 19 条 乙は、第 4 条に定める機器等の設置等が完了するまでの間に発生した損害を、一 切負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、設置等された機器等に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求(以下、「追完請求」という。)することができる。

- 2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項 に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除を することができる。
- 3 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害 を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、 同様とする。

(保険)

第22条 乙は、機器等に対し、乙の費用で動産総合保険をつけるものとする。

(機器等の所有権)

第23条 本契約に基づく機器等の所有権は、契約期間を通じて乙に帰属する。

(機器等の変更・改造)

第24条 甲は、機器等の一部を変更し、又は改造する必要が生じたときは、あらかじめ乙 の承諾を得るものとする。

(機器等の移転)

第25条 機器等の設置場所を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上、移転するものとする。この場合の移転に要する費用負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(機器等の返環)

- 第26条 この契約の満了又は解除の際には、甲は、機器等を乙に返還する。
- 2 前項の返還及び返還に伴う機器等内のデータ消去等に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

(権利の譲渡)

第27条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないで本契約によって生じる権利又は義務 を他人に譲渡又は承継させてはならない。

(関係法令の遵守)

第28条 乙は、本契約の履行において、関係法規を遵守するものとする。甲が機器等を使用する際も同様とする。

(管理義務)

第29条 甲は、機器等を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第31条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県公立 大学法人契約事務取扱規程(群馬県公立大学法人規程第26号)の定めによるものとし、 なお疑義があるときは、甲と乙とが協義して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を 保有するものとする。

令和6年●月●日

甲

住所 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1 氏名 群馬県公立大学法人 理事長 髙田 邦昭

 \mathbb{Z}

個人データの取扱いに関する業務委託契約基準

この基準は、群馬県公立大学法人(以下「発注者」という。)と個人データの取扱いに関する業務委託契約の一般的約定事項を定めるものである。

(趣 旨)

第1 発注者から発注者の保有する個人データの取扱いに関する業務の依頼を受け承諾(以下「契約」という。)した者(以下「受注者」という。)は、個人データの取扱いに関し、委託する業務における契約書等において特段の定めがない場合は、本基準によるものとする。

(定義)

第2 本基準における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」 という。)の定めるところによる。

(秘密保持義務)

第3 受注者は、個人データを秘密として保持し、法令に特に定める場合を除き、これを発注者及び受注者以外の如何なる者(以下「第三者」という。)にも開示してはならない。

(利用目的の公表等)

第4 受注者が契約に基づく業務において、本人より直接個人情報を取得する場合、発注者及び受注者は、あらかじめ その利用目的を公表している場合を除き、個人情報保護法、その附属規則及び関連するガイドライン等(以下「個人 情報保護法令等」という。)に従い、個人情報保護法令等所定の方法にて個人情報の利用目的を公表、通知又は明示 等するものとする。

(適正取得)

- 第5 受注者が契約に基づく業務において個人情報を取得する場合、個人情報保護法令等に従い、適正な方法にて当該個人情報を取得しなければならない。
- 2 受注者が契約に基づく業務において個人情報を取得する場合、発注者が指定する項目以外の項目を取得してはならない。

(個人データの取扱者の限定)

第6 受注者は、個人データの取扱者を契約の履行に必要かつ最小限の者に限定しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

- 第7 受注者は、個人データを契約の履行の目的以外に利用してはならない。
- 2 受注者は、個人データの漏えい、盗用、改ざん等に繋がる行為をしてはならない。
- 3 受注者は、個人データを契約の履行の目的以外の目的のために書面に記載し若しくは記録媒体に記録し、又は個人 データが記載又は記録された書面若しくは記録媒体を複写・複製してはならず、契約の履行の目的の範囲内であって も、記載、記録、複写及び複製は発注者が事前に承諾した内容に従い最小限にとどめるものとする。

(持ち出しの禁止)

第8 受注者は、個人データを発注者の事前の承諾なく所定の場所から持ち出してはならない。

(個人データの保管・管理)

第9 受注者は、善良な管理者としての注意義務をもって個人データを管理しなければならず、保管にあたっては、盗難、紛失等を防止するため、機器の固定及び執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

(報告及び検査)

- 第10 発注者は、発注者が必要と認めた場合には、受注者に対して個人データの取扱状況について報告を求めることができる。この場合、受注者は速やかに報告しなければならない。
- 2 発注者は、発注者が必要と認めた場合には、受注者の事業所に立ち入り、個人データの取扱状況を検査することができる。この場合、受注者は当該立入検査に協力しなければならない。
- 3 前2項の報告及び検査並びにその他の行政処分を踏まえ、受注者の個人データの取扱いについて改善が必要と判断 される合理的理由がある場合、発注者は受注者に対して改善を要求することができる。受注者は当該改善要求に対し 速やかに改善策を講じなければならない。

(個人データが記録された資料の返還等)

第11 契約の履行が終了、中断又は中止した場合、受注者は発注者の指示に従い、個人データ及び個人データを記録又は記載した一切の資料、写し、複製等を直ちに返還し、又は完全に消去若しくは廃棄し、その状況を発注者に報告しなければならない。

(従業者等の監督)

第12 受注者は、受注者の指揮監督下にある全ての者及び受注者に派遣された派遣労働者(以下「従業者等」という。) に対して、本基準に定める事項を周知するとともに、個人データの適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督 を行わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第13 受注者は、発注者の書面による事前の承諾なく、個人データの取扱いを第三者に委託してはならない。
- 2 受注者が前項による承諾を得て、個人データの取扱いが必要な業務を第三者に委託する場合、受注者は当該第三者 (以下「再委託先」という。)に対して、本基準に定める受注者の義務と同等又はそれ以上の義務を課すものとする。
- 3 発注者又は受注者が必要と認める場合、発注者又は受注者は再委託先に対して個人データの取扱状況の報告又は事業所への立入検査を求めることができる。この場合、再委託先は速やかに報告又は立入検査に協力しなければならない。
- 4 前項の報告及び検査並びにその他の行政処分を踏まえ、再委託先の個人データの取扱いについて改善が必要と判断される合理的な理由がある場合、発注者又は受注者は再委託先に対して改善を要求することができる。再委託先は当該改善要求に対し速やかに改善策を講じなければならない。

(漏えい事案等の対応)

- 第14 受注者は、契約の履行に係る個人データを漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)をすることがないよう必要な措置を講ずるものとし、契約の履行に係る個人データの漏えい等に関し責任を負うものとする。
- 2 受注者又はその従業者等が、漏えい等をした場合又はそのおそれがある場合には、受注者は直ちに発注者に報告しなければならない。この場合、受注者は速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定し、発注者に対し調査結果及び再発防止策を報告するものとする。
- 3 再委託先が契約の履行に係る個人データの漏えい等をした場合又はそのおそれがある場合には、受注者は再委託先に対し、直ちに発注者及び受注者へ報告させるものとする。この場合、受注者は再委託先に対し、速やかに必要な調査を行わせるとともに、再発防止策を策定させ、発注者及び受注者に対し当該調査結果及び再発防止策を報告させるものとする。
- 4 契約の履行に係る個人データの漏えい等に関し、訴訟上又は訴訟外において発注者に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、受注者は当該申立の調査解決等につき発注者に合理的な範囲で協力するものとする。
- 5 前項の発注者に対する申立が、第1項に定める受注者の責任範囲に属するときは、受注者は、発注者が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 6 契約の履行に係る個人データの漏えい等に関し、訴訟上又は訴訟外において受注者に対する損害賠償請求等の申立 がされた場合、受注者は、申立を受け、それを認識した日から5日以内に発注者に対し、申立の事実及び内容を書面 で報告するものとする。
- 7 前項の受注者に対する申立がされた場合、発注者が必要と判断する時は、発注者は受注者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で当該申立の解決に関する指示又は援助を行うことができる。

(安全管理措置)

第15 受注者は、個人データの安全管理を確保するため、個人情報保護法に定める個人情報保護委員会が策定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年11月策定)に定める安全管理措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第16 受注者又は受注者の従業者等若しくは再委託先が本基準に違反し、発注者又は第三者に損害を発生させた場合、 受注者は当該損害の一切を賠償しなければならない。

(契約解除)

第17 発注者は、受注者が本基準に規定される義務を遵守しなかった場合には、契約を解除することができる。

(有効期間)

第 18 本基準は、契約終了後又は第 11 に定める返還等の受注者の業務が完了した時をもって終了する。 ただし第 14、 第 16 及び本条はその後も有効に存続する。